

# 第7回札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会

日時：平成26年5月13日（火）18：30～

場所：札幌市役所18階 第4常任会議室

## 次 第

1. 開 会
2. 事務局紹介
3. 議事録署名人指名
4. 最終報告（案）について
5. 閉 会

## 1. 開 会

○事務局（西村） 皆様、おばんでございます。時間になりましたので、ただいまから第7回施術費制度あり方検討会を開催させていただきます。

本日の出席者でございますけれども、9名の皆様に御出席をいただいております。大道委員のほうからは、欠席という連絡はいただいておりますので、おくれて参加されることと思います。定足数であります過半数に達しておりますので、本日の検討会は成立をしております。

## 2. 事務局紹介

○事務局（西村） それでは、進めさせていただきます。

まず、次第のほうに沿って参りますが、事務局の紹介ということで、新年度人事異動がございまして、事務局に変更が生じておりますので、改めまして御紹介をさせていただきますと思います。

まず、保険医療部長でございますが、前任の川上にかわりまして岩井でございます。

続きまして、国保健康推進担当課長でございますが、私西村にかわりまして松野でございます。

続きまして、医療費適正化担当係長の千葉でございます。

管理係長の山崎でございます。

あと、私でございますけれども、保険医療部の保険事業担当課長ということで、部内で異動いたしましたけれども、本日も事務局として参加し、進行させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、スケジュールの確認をまずさせていただきたいと思っております。

事務局からこれまでの検討経過、それから今後の目安となりますスケジュールを確認させていただきます。資料は、特にございません。

前回、第6回の検討会、3月3日に開催をいたしました。その後、報告書（案）に関しまして作業部会を設置して検討を行ってまいりました。作業部会については、武者座長のほか大道委員、高田委員、水上委員の4名での構成となっております。3月18日、4月8日、この2回開催をいたしまして、検討した結果まとめたものが、今回事前にお送りをさせていただいた報告書（案）となっております。

この後、武者座長から、その内容について御説明、御報告をいただくこととなりますけれども、本日の検討で、このあり方検討会における取りまとめができましたら、次回札幌市国民健康保険運営協議会に報告をしたいというふうに考えております。

本日の検討内容が、本当に最終版となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、武者座長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

### 3. 議事録署名人指名

○武者座長 それでは、まず、いつものように議事録署名委員の指名を行いたいと思います。私から指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

では、今回は小沼委員と高田委員にお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○武者座長 ありがとうございます。

### 4. 最終報告書(案)について

○武者座長 では、この後議事に入りたいと思います。

まず、きょうのメインですが、報告書(案)につきまして、私から報告、説明をいたします。

まず、1ページ目お開きください。先ほど事務局からもありましたように、前回の検討会から2回作業部会を開催しまして、それを踏まえて取りまとめました。

中間報告時点から特に変わった部分につきまして御説明したいと思います。主な検討事項としては、まず「1. はじめに」において、施術費制度の当初の目的や、それがどのように変わって現在の状況に至っているかということにつきまして端的に表現をすること。さらに、一番最後のページになりますが、「4. 施術費制度の今後の方向性」で、これまでさまざまなアンケートやヒアリングを行いまして、また、議論も重ねまして、そのような情報を極力俯瞰して網羅するということの2点に重点を置きまして検討をまいりました。

まず、具体的説明の前に、全体の構成に関して、大まかに御説明したいと思いますので、目次のところをごらんいただければと思います。

この報告書自身は、余り大部のものにはしたくないと考えておりまして、なるべくコンパクトに、そしてなるべく多くの方々に読んでもらいたいということで、余りだらだらせず、端的にというスタンスで考えております。ですので、本編が22ページとなっております。それ以外にさまざまな資料、途中経過で作成しましたので、それらは全て資料編としてまとめまして、別紙になっております。この分厚いものですね。

この資料につきましては、これまで皆様に御検討いただいた内容を改めて整理したものですので、詳細な説明につきましては割愛したいと思います。それぞれ御確認いただければと思います。

本日は、本編のほうにつきまして、「1. はじめに」から「2. 施術費の現状」、「3. 施術費制度の評価」、「4. 施術費制度の今後の方向性」の4章からなっております。これにつきまして、本日説明したいと思います。

記載内容の詳細につきましては、皆さん一度事前にごらんいただいているのではないかとこの前提で進めたいと思いますが、「1. はじめに」は、この検討会の目的や施術費制

度の現状などを整理しております。特に、図表1、図表2といったようなグラフを追加しまして、この制度が札幌市の一般会計、つまり国民健康保険の対象外の市民からも税金を投入して補助を行っているといったことを記載しました。グラフ化してわかりやすくしたということです。特に、図表2で、一般会計繰入金のところ、ケーキのようにちょっと抜けている部分があると思うのですが、その部分が、いわゆる市税の負担という部分になります。このような施術費制度の歴史的なところも書いてありまして、また、75歳以上の方が、2008年度以降は対象外になってしまったというような途中経過につきましても記載をしております。

また、その国民健康保険と後期高齢者医療費制度の違い、連続していないというところもありますので、それも表にまとめさせていただきました。

ここが、ですから、1ページ目、2ページ目が「1章、はじめに」というところで、また、この報告書の問題意識といいますか、目的としては非常に重要な部分ではないかと思っておりますので、特に念入りに御確認いただければと思っております。

さらに、次は「2章、施術費制度の現状」といったところです。図表4、これはずっと出ているものですが、これを中心に施術費制度の現状及び概要につきましても整理をしました。

4ページから7ページにかけて支給件数の推移、図表5につきましては、支給件数の推移、これが平成19年度をピークに支給件数及び施術費が減ってきているところがグラフ等からも確認できるかと思えます。

その後、施術費制度をどのような方が利用しているのか、その利用の実態につきまして、6ページ及び7ページで整理をしております。基本的には、60歳以上の方の利用が多いということです。対象の施術が、鍼灸が多いというようなことも記載しております。

次に、8ページですが、これは施術団体からのヒアリングです。詳しい部分は、資料編を御参考いただければと思いますが、例えばこの施術団体からのヒアリングでは、利用者の方と施術所の双方について使い勝手のよい制度で、非常に高く評価されているといったところを明記しております。

9ページから12ページまでは、利用者の方に限定したアンケートです。利用者の方でするので、基本的には2,000名の方を対象にしたアンケートですが、10ページ以降、10ページでは医療との併用効果があるといったことや、施術そのものの効果についても利用者の方は基本的に高い評価をしておられるということを記載しております。

利用期間や自己負担額に関しましては、これも評価、ちょうどよいという方と、もう少し負担を少なくしてほしいといった方が拮抗しているというような現状も記載しております。

さらに、12ページですが、今後この制度の利用動向につきましても記載をしております。基本的には、高く評価していただいているということです。過半数が今後も必ず利用するといった意向を持っているということが掲載しております。

次に、13ページから15ページまでですが、これは施術費の財源には、一般市民の負担もあるということで、利用者を含まない市民の方を対象にしたアンケートをさらに実施しました。結果を総括しますと、市民の方は利用者ではない方も多いということで、制度そのものに対する認知度が低いという結果があるのですが、今後の利用に関しては、現状維持が3割強あるというところで、決してそれが少なくなかったということが掲載しております。実際その制度を利用されていない方が多いということで、やや実際に利用されている方との回答と少し異なるという結果が得られております。

次に、16ページ、他都市の状況です。他都市の状況、まず道内の市の状況と、あとほかの政令市、札幌市と同じ規模と申しますか、仕事の内容を持っております政令市等につきましても調べていただきまして、それをまとめております。これは、たしか詳しい資料が資料編のところにもまとめてありますので、細かい点はそちらを御確認いただければと思いますが、施術の種類や対象の疾患などで、市によってばらつきがあるということ。あと、札幌市のみ制度として、利用に当たって医師の証明が必要になる。ほかの都市は、医師の証明が不要であるといったところが大きな違いとなっております。

以上、制度に対するアンケート及び他都市の状況を踏まえまして、17ページ以降では、それぞれの方向性から主な意見を整理しております。これは、あり方検討会における委員の皆様方の御意見及び国保の運営協議会で中間報告を2月に行いましたが、そのときの意見とあわせて記載をしております。大きく分けまして、拡大に関する意見と廃止に関する意見、そしてその他の意見、三つに分けて記載をしております。

17ページには、制度の拡大に関する主な意見を整理しております。あり方検討会では、拡大に関する主な意見として、幾つか制度の利用者の負担を減額して利用を促すべきであるといったような内容の発言が見られましたけれども、国保運営協議会においては、中間報告では拡大に関する意見はなかったということを記載しております。

一方で、廃止に関する意見ですが、それは18ページにまとめております。

アンケートの結果は、利用者及び市民どちらも制度自体には肯定的ですが、この検討会の委員の方の意見としましては、廃止がやや多かったかなというところだったと思います。制度の内容が非常に時代に合わないものになってきている、または廃止の方法と手続に関しましても幾つかの意見が見られました。特に国保広域化という点が、当初ちょっと情報提供が不十分だったのですけれども、平成29年の予定されておりますので、それを見据えて早目に動くべきだといったような意見が非常に多かったと申しますか、途中から大きくなってきたかなと思っております。

また、国保以外の加入者から考えると、非常に不公平な制度であるという意見もございました。

国保運営協議会におきましては、どちらかというところ、この検討会よりも強く廃止といったような意見をお持ちの委員が多かったように思います。それも意見として、18ページの下のほうに記載をしております。

さらに、その他の意見としまして、市民の利用意向、あと制度のそもそもの目的や趣旨、内容や運用に関して、少し使い勝手が悪いといったような意見。

あと今後の方向性、これ自体は、平成26年度の話ですけれども、平成29年度までを見据えて考えるべきだといったような意見も出されました。

また、国保運営協議会におきましても、制度そのものに関して、廃止という意見が強く聞かれましたけれども、制度そのものに関しては、それなりの評価が得られたといった内容も記載しております。

これらの全6回の検討会と1回の中間報告会、さらに2回のワーキンググループを経まして、21ページの4章に、施術費制度の今後の方向を取りまとめております。ここも非常に大事な部分ですので、ぜひじっくり御検討いただければと思っておりますが、今後どうするかということで、この報告書（案）としましては、上のほうに、受益と負担はできるだけ一致させることが望ましい。つまり、国保の施術費制度で受益を得るのであれば、なるべくそれも国保の利用者で負担するといったような受益と負担の一致。

それから、制度創設当初の目的、当初は法定療養費の補完といったところから始まったのですが、それがある程度現状では達成されていると考えられますので、その達成された現状を、制度を続けるに当たって意味があるのかといったところです。

また、平成29年度に国保の運営主体が変更になるということが予定されておりますので、現状の枠組みが継続されるのかどうか不透明である。

そのような状況を勘案した結果、この検討会としましては、現行制度を廃止することが適当であるとしております。

一方で、アンケート等から、多くの利用者が施術の必要性や効果を高く評価していること。また、新たな趣旨として、予防の視点などを盛り込んだ、今後にふさわしい新たな制度を検討することも必要であるとしております。その新しい制度の検討の際には、これまでは国保加入者に限定した制度であったのですが、広く札幌市民を対象とするべきではないか、また、市民の健康増進を目的とするべきではないか、また、限られた予算でありますので、なるべく幅広い市民の方に利用していただくためには、年齢や回数、補助額等では何か制限の条件をつけるべきであるという、この検討会としての要望を盛り込みました。

最後に、スケジュールなのですが、これに関しましては、全てこの検討会で提案できるものではないのですが、やはり今後のことを考えると、スケジュールを明示するべきではないかということで、22ページの下の方に、予想されるスケジュールということで、新制度を平成28年度、2016年中に実施する場合、なるべく新しい制度に、今の制度を連続させることを優先して考えましたところ、このようなスケジュールが適当ではないかということで記載をさせていただきました。

制度改正につきましては、市民、あと施術団体の方にも、できるだけ早い時期から周知することが必要と考えております。

以上が、この報告書（案）の内容となっております。私からは、説明としては以上でござ

ざいますが、この報告書（案）について、事前に送付もされておりましたので、全体を通しての御意見ですとか、また、細かい表現の部分につきまして、何でも結構ですので、一通り委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○稲垣委員 座長さんに質問なのですが、この21ページの上の4-1の現行制度の廃止についての中身の文章の関係と、1ページの「はじめに」というところの一番下の、表の上の一番下の行なのですが、**「保険料負担を抑えるため、市税を投入して補助を行っている」という点**なのですが、この国保財政において、一般会計繰入金というのが、26年度の予算なのですが、223億円となっております。25年度は、たしか180億円というふうになっていると思いますけれども、この繰入金というのは、市側の説明によりますと、要するに**施術費制度を運用するための資金**というふうには言っていなかったと思います。これは国保財政において、当然市が負わなければならない負担というか、この国保財政を円滑に行うために、不足分を札幌市が繰り入れすると。あたかもこれが施術費制度のために全額を入れているような表現になっているので、そここのころはどういうふうに解釈すればよろしいでしょうか。

○武者座長 施術費負担、もちろんこの223億円が全て施術費負担に来ているわけではないと思います。実際どのくらい、予算に色がついているわけではないので、施術費の何%が、この繰入金によるものなのかというのは、恐らくわからないのではないかなと思いますが、平均的に考えるとすれば、これ10.74%ということですので、国保会計の歳入の大体1割ぐらいが市税によるものではないかと考えるのが自然かなと思うのですが。

○稲垣委員 施術費制度の費用ということに関しては。

○武者座長 だから施術費制度の1割が市税によるものではないかと、平均的には考えられると思うのですね。

○稲垣委員 この隣の表の中に、施術費というのが、この全体の歳出の0.03%というふうにあるのですよね。これ単純に計算しても五百何十万ですか、この予算に対しての金額というのは、仮に223億に対しての0.03%ということであれば、669万円というほどの施術費に対する費用というふうに考えるのが適当ではないかというふうに考えますけれども、どうですか。

○武者座長 その0.7億円のうちの、平均的に10.74%が市税によるものではないのかということですか。

○稲垣委員 施術費制度がですか。

○武者座長 はい、確かに施術費制度そのものはとても、予算全体としては非常に小さいものなので、数字としては、全体としては大きなものではないと思うのですが、この検討会では、ですから国保会計全体の話ではなくて、その施術費の0.7億円、もうちょっと多かったと思うのですが、過去は。

○稲垣委員 実は、その問題が21ページの文言の中に含まれているから、きちっとした

ほうがいいのではないかなと思います。要するにこれ、1行目なのですから、「現行制度は国保加入者のみを対象としたものであり、一般会計から国保会計に多額の繰り入れを行っている現状を考えると」、この多額の繰り入れというのは、施術費制度だけではなくて医療費の関係、あとは国保会計から公費、高齢の負担分、それらを入れた状態での不足分として、札幌市が繰り入れしていることであって、施術費制度そのものが必要であるからという、そういう意味ではないと思うのですけれども、いかがですか。

○武者座長 そうですね。具体的には、ではどのような表現に直したら適切でしょうか。

○稲垣委員 私は、このところの、「現行制度は」から以下、「ある程度達成されているのではないかと考えます」を削除しておいていいのではないかなと思います。残すのは、「一方」は要らないですけれども、「平成29年度から」ということで、「現行制度の廃止が適当と考える」というふうな、結果的には、国保というのが、29年度に広域連合のほうに移管されるわけですから、そのことによって、この制度自体がどうするかということに対する結論はいろいろ話合われたと思います。だから要するに施術費制度が、ここにある上の行のほうに、「不公平な制度」、一般市民がかかれない不平等な制度というのは、あくまでもこの施術費制度というのは、国保の財政の中での制度でありますから、ほかの一般市民を考える、対象にするべきものではないのですね。だからそういう意味において、このところにおいて記載するのはおかしいかなと思います。

○森田委員 全て市民の財産なのです。この全ての総額は。それで、私も読ませていただいて、いろいろなところも参考にさせていただいて、大変きちんとしてできたと私は評価いたします。

私の考えですよ。先生とは違うから、私はそう思って、それで私ちょっと言いますので、21ページ、よろしいですか、座長。

高齢化が進み、下からの部分ですね。4-2、「高齢化が進み、医療や介護の必要性」とこう云々と書いてあって、「市民の健康づくりをいかに」と書いてありますね。いかにでなく、私はこれから積極的に進めていくという文章に書いていただきたいのです。これはいかにではなくて、なぜかという、これ事務局からいただいた資料であります。高齢化は大変に進みます。65歳、私も満65歳です。このうちのここに入っております。これが毎年毎年ふえていきます。それは、確かに医療やそういう部分で補っていくのも、もちろん大事です。体の御不自由な方に制度として補助をすることも大事です。でも、基本的に市民の健康をいかに維持していく、そのことに私はこれから力を入れていただきたいと私は思って、積極的に進めていくかということをごここに文章として入れていただきたいと思っております。

それと、保険料の負担を抑えるため、市税、これは当然行政として、また、市民に対しての表現としても、決して間違っはけません。現実には、多かろうが少なかろうが負担はかけているのです。ですから、一般会計からの負担は、本当はなくさなければいけないのです。全体の意味だよ、全体的に。だけれども、それをやっぱり市民の皆さんに、国民健



康保険運営協議会として、また、我々検討したこのことが、しっかりここに文章としてきちんとあらわさないと、これは市民に対して、私は無責任だと思います。

それで、やっぱりこれだけ真剣に7回検討して、我々も本当にいい方法がないか暗中模索をしながら今日まで来ました。そして、今回、そのために作業部会の先生方に御足労ただいて、こういう結果が出ました。このスケジュールも、私はおおむねこういう形に恐らくなっていくだろうと思うし、その新しい制度は我々の範疇ではありませんので、これは検討ということで当たり前の話で、我々がその中の新制度に入っていくということは、入る方もいますし、我々は今の段階では、その部分には、まだそこには入ることはあり得ないということで、こういう形で、私はこの文章、私個人は委員として良といたします。

○稲垣委員 私の言っているのは、この国保制度という中で、この施術費制度があるのに、一般市民を対象にした保健事業というものを展開するということが可能かどうかという問題ですよ。

○武者座長 実際、確かに制度としては国保の中の枠組みなのですから、税金が入っているということと、あと仕分けのときにも、一般市民の方から指摘がありましたので、全く一般市民の意見を無視して、この施術費制度をどうこうするということはできないんじゃないのかなと考えておまして、だからこのような表現にさせていただきました。

○稲垣委員 だからいいですか、先ほど言いましたように、市の繰入金というのが、札幌市の繰入金というのが二百二十何億あると。その中において、施術費制度が0.03%の歳出として計上されていると。だから、言ってみれば全額その226億円が、あたかも施術費制度に使われているかのような表現になっているので、これは是正していただきたいなと思います。

また、もう一つここにある不公平な制度、市税が投入されているから、一般の市民はこの制度を使えないということに対する不公平な制度というふうな表現になっていますから、これは国保の財政における保健事業ということを考えれば、不公平な制度ということをここで改めて言うこと自体がおかしいんじゃないかなと思います。ずれていると思います。

○宮崎委員 稲垣委員の発言、これは文言の問題なのですから、非常にそれは正しい。国保会計でやっているのだから、それを一般財源から繰り入れようが繰り入れまいが、それはあくまで関係ないことです。国保会計からやっているということ、原則です。だからこれで不公平な制度というふうな形に書くのはちょっと、その国保会計からやっているということからは外れます。だからここは変えたほうがいいと思います。

○高田委員 この繰入金というのは、きっと種類があるはずなのですよ。例えば、法定で繰入をしてもいいですよというものもありますし、それから市が特別認めて、その繰り入れをすとか、それからこの施術費に関しては、前に私、説明資料を事務局からいただいているのですけれども、施術費については、実質的に繰入金によって賄われていますよというふうに説明をされたことがあるのです。ですから、施術というのは、実際にこれ

までの何回かの検討会の中でも話がありましたけれども、厚労省かどうかわかりませんが、何か検査が入ったときに、国保会計から出すのはまずいですよということで、それでその健康保険で負担するのはやめたというふうに私は聞いていたのですよね。それで、その分についてのお金はどうしようかということになって、多分国保会計に一般会計からそれ相当のお金を入れることによって、国保では負担していませんよというふうに持っていったのでないかなというふうに私は思うのですよね。そうすると、ここに書いてあることがまんざら違うわけでもなくて、一般の健康保険の人たちは、この利用を全くできないわけですから、そうすると、やっぱり不公平な制度なのかなというふうに私は思います。

○稲垣委員 今、高田委員のほうからお話しになった内容というのは、私が課長さんと、市の前任の課長さんとの話の中で、そういうことがあったのでないのということに対して、私も資料ありませんでした。札幌市のほうも、そういうような資料はないのだということになって、結果的にはそれはないということになったのですよ。札幌市のほうからちょっと説明して。

○高田委員 もらっていますよ、これ。

○稲垣委員 もらっているけれども、どうなっているのですか。

○武者座長 どうでしょう、ちょっと事務局のほうから補足いただければと思います。

○事務局（西村） 稲垣委員のほうからお話しがあった過去の経緯のところは、稲垣委員の資料がなかったのと、私どもで調べてもはっきりとしたことがわからなかったというのが結論です。

それから、今話題になっている施術費の財源なり、一般会計からの繰り入れの話、これもこの検討会の中で何度もお話をしてきた内容だと思います。繰り返しになりますけれども、もう一度この部分は説明をさせていただきたいと思います。

国民健康保険被保険者の保険料を軽減するために、札幌市では一般会計から多額の繰り入れを行っています。これが先ほどのグラフでいきますと、223億というところになると思います。施術費の実施に必要な財源というの、この一般会計繰入金に含まれています。幾ら含まれているかということはお金に色がつけれませんので、ここは言えませんが、一般会計繰入金に含まれておりますので、札幌市民全員で負担していることとなります。

○稲垣委員 だからこの例としては、国保会計からはやっていないということ、国保会計からはやっていないということになります？

○事務局（西村） 国保会計自体が一般会計からの繰り入れを入れていて。

○稲垣委員 いや、原則でいいです。国保会計からやっているかやっていないか、それだけ。国保会計から施術の項目があるわけ。それとも、国保会計以外にあるの。

○事務局（西村） 施術費事業自体は、国保会計として行っています。

○武者座長 となりますと、その廃止の理由が、稲垣委員の御意見をそのまま採用するこ

とになりますと、広域化をするから廃止をするという理由が一つのみになってしまいました、制度の目的が変わった、変遷した部分ですとか、国保加入者と市民との関係といったところがなくなってしまうので、私としては、多少表現は変えるにせよ、残したほうがいいのではないかなと考えておりますが、例えば大体1割ぐらい一般会計から国保会計に繰り入れされているということですので、2行目に「多額の」とあるので、「多額の」ぐらいは取るほうがいいかもしれませんとちょっと思いましたが。

いかがでしょうか。

**○森田委員** この検討会をつくったというのは、そこに要するに29年度に広域化されるから、この施術費に関する検討会をつくったわけではなくて、いかに市税を、各市民からの負担を軽減するために、それに対象になってこうやってここに書いてある、仕分けの論点シートあります。それがこういうふうに市民からの声が出たから、じゃあそこで検討会をつくって、多くのいろいろな立場の人で検討してくださいということで、もともと何でもなければ、これは検討に出るわけではないので、そのところを論点がずれてしまうと、じゃあ何のためにこの検討会をやったかわからない。

私は、やっぱりできる限り市民の、一市民として、我々の税金を少しでも軽減することが、我々市民自体の責任、もちろん行政も議会もそうなのだけれども、我々市民がやっぱりそういう考えを持っていかなければいけないというのが、私の基本的なこの行政に対する、地方自治に対する考えなので、100万円だろうが、1億だろうが、それをやっぱり軽減、市民の軽減を、減らしていくということが私は基本だと思うのです。ただ、そこにいろいろな中身を精査した中で、これは聞いたけど必要だなというのであれば、これはまたそういう考えになるけれども、この7回の中で結論的に、私自身が思ったのは、やっぱりこれは市民に、190万市民にとっては、大変不平等だなということは、私がこの7回の中で感じてきたから、最初の印象とはまた違ったということは、そのためにこういう形として、先生方がこういうの出てきたということに対しては、私は委員の一人として理解はします。

**○武者座長** では、稲垣委員お願いします。

**○稲垣委員** 無駄なこの制度ということは、言われていないのですよ。この利用者アンケートにおいても、非常にそれは高く評価されている制度だと。そして金額的にも、負担の関係も国保財政の中で0.03%の位置しか占めていないと。今、森田委員のほうから、いわゆるできるだけ経費を抑えてというのは、それはもう当たり前、私も同感です。ただ、その評価される制度についてはという意味で、今まで論じてきたわけなのですが、それは同じですよ。

**○森田委員** 先生、私は一言も、議事録見て、無駄な制度なんて1回も言ったことないのです。制度を。ただ全体的に考えたときに、やっぱりこの検討会ができて、仕分けの中にそういうふうに出された。それをじっくり読ませていただいたら、やっぱり、高田先生も言うように、国民健康保険の該当者以外の方、市民は該当にならない。それは、やっぱ

りある意味では公平ではないということなのですよね。それと、なおかつ、これから10年たつ、5年たつ、そのときに、札幌市全体の行く末を見ながら考えていかなければいけないものですから、私はですよ、先生は先生のお考えがあると思います。私は、やっぱり今のこういう形で作業部会の先生方のつくっていただいたことは、これはこれで私は妥当な形だと思うだけであります。

○武者座長 高田委員、先ほどちょっと意見があったと思うのですけれども、先にお願いできますか。

○高田委員 私、ちょっと視点を変えて、これ事務局に御質問したほうがいいのかもしれませんが、今一般会計繰入金が国保会計の中でどういう位置になっているかということなのですけれども、私は、この施術費制度というのは、実は国民健康保険の給付費の中から出されているのではないのだろうと思うのですよね。これ施術費制度という、何か項目を組んでいるのではないかと思うのですけれども、このお金について、歳出でいけば0.7億円ですよ。これの0.7億円で、実際には国民健康保険の保険料ですよ。私たちが負担している保険料も充当されているのかどうかということなのですよね。僕は充当されていないと。国民健康保険料は、これには使っていませんよと。使っているのは、一般会計から繰り入れた223億のうちの0.7億、全額が施術に使っているというふうに僕は理解していた。ずっとそうしていたのですよ。だから一般の人にしてみれば、不公平ですよという言い方をずっとしてきたのですけれども、もしそうじゃなくて、この施術の0.7億に、国民健康保険でも実は45%充当して、残りの55%が一般会計だったとか、そういう話になると、ちょっと話が違うのですけれども、私はずっと説明を受けた中では、施術費制度については、国民健康保険料からは支出していないと。したがって、一般会計から全額0.7億円入れている格好になっているというふうに私ずっと理解していたのですけれども、そうではないのでしょうか。

○武者座長 先ほどの説明では、基本的に色がついていないという話ではなかったです。だから、逆に言うと保険料か一般会計からの繰り入れかわからないということですよ。

○高田委員 それね、私も予算査定というのを、もう何十年間もやった経験があるのですけれども、それがわからないということはないと思います。どの経費に幾ら幾らの金……。

○武者座長 公開していないということだと思うのですよね。

○高田委員 どの経費に幾ら充当していくということは、必ずやるはずなのです。だからこの0.7億円に対して、一般会計の負担で全部やっているのか、いわゆるそうではなくて、国民健康保険で不足分の、例えば10のうちの1だけ、ほかの経費と同じで、1だけここに充当しているのですよということになれば、それはちょっと私も考え方変えなければいけないのですけれども、そういうふうに私は理解していなかったのですよね。

○武者座長 ちょっと事務局のほうから補足お願いできますか。

○事務局（西村） 以前に説明した内容が全てなのですからけれども、結局どこの部分に何が入っているということは整理していませんので、細かくこの事業に幾らが入って、どこの財源でということとはちょっと申し上げられないのですけれども。

○高田委員 そうしたら、また別の視点でお伺いしますけれども、この施術費制度に国民健康保険料って充当できるのでしょうか。それは前に、何か検査があったときに、そこから支出してはだめですよということで変えたということで前に説明ありましたよね。ということは、国民健康保険料からは支出してはいけないよと、だから一般会計から出してもらいなさいということで僕は理解していたのです。

○事務局（西村） 施術費の財源は何かといったときに、まず保険料という扱いになっているのですよ。施術費の財源は何かといったときは保険料。ただ、その保険料自体は、軽減をするために一般会計からお金を入れているので、結果的にその一般会計、市税というのが当たっているという説明を以前にさせていただきました。

○武者座長 だから直接じゃないと、間接的に保険料の負担のところに入金があるのでということですよ。

○事務局（西村） ええ、検討会の前段では、そういう説明をしていたのです。

○高田委員 そうでなくて、施術費制度そのものに国民健康保険料を充当していいのかどうかということがすごい大事なところだと思う。それでいいのだったら全然問題にならないです、これ。

○稲垣委員 だから保健事業の一環として、この制度が立ち上がったということなのですよ。その説明は、市のほうから説明があった。

○森田委員 高田先生言うのは、そういう制度そのものはわかるけれども、要するに一般会計から繰り入れしているから、これに問題があるよということですよ。

○高田委員 一般会計というより、要するに施術費制度の0.7億円については、国民健康保険から出せませんよと。出せないのだから、この223億円のうちの0.7億は、施術費制度の分として一般会計から繰り入れているよとなれば不公平ですよ。

○森田委員 不公平だよ、もちろん。

○高田委員 私はずっとそういうふうに理解していた。

○稲垣委員 そうでないと言っているわけでしょう、市の担当は。

○高田委員 だからそうでないということになると、今までの説明とまた違ってくるのですね。

○稲垣委員 だから私はそれで、おかしいのじゃないですかということで、今お話ししているのです。

○高田委員 それだとしたら、厚労省かなんかの検査入ったときに、なぜここから出しちゃいけないよということになったのかですね。それが、先生言うようにわからないと、わからないことどうにもできないですよ。

○稲垣委員 私の記憶違いかもしれないということで課長さんと話して、私の記憶違いか

もしもせんと、市のほうには、一切その資料がありませんということで聞いていますから。

○高田委員 資料ないと言っていましたね。

○稲垣委員 だからその話はもうなくていいと思います。

○高田委員 それ、すごい重要なことだと思います、実は。

○稲垣委員 あくまでも今言ったように、国保財政の中の一つに施術費制度ということで、その金額的な状態で、歳出の関係において、市は不足分においては、歳入の中に繰入金を入れているという、そういう解釈をするしかないのです。

○高田委員 するしかないって、事実がどうなのかです。

○稲垣委員 それが市側の説明なのです。

○武者座長 そういう意味では、1ページ目の5行目ですか、施術費制度は国民健康保険の保険料を財源としていると。ただし、その保険料負担を抑えるために、市税を投入して補助を行っている。これが正しい表現、一番正確で近い表現だと思うのです。ですから、間接的に市税が投入されていて、間接的に一般市民も負担しているという理解でいいんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

○稲垣委員 だからね、先ほどから同じこと繰り返しているのですけれども、国保会計の中に、その事業費として施術費制度があるわけですから、国保会計に一般市民を、いわゆる共済だとか、協会けんぽだとか、そういう方々の市民に同じような制度を準用するかということ、これは不可能じゃないかということ、私は言っているのですよ。

○武者座長 それはもちろん不可能なのですけれども、現在では、だから新しい制度としましては、一般市民を対象にする。その国保限定の制度は廃止するというふうにしていますから、この表現自体は残してもいいんじゃないかなと思うのですけれども、21ページの表現は。

○稲垣委員 それは、その観点として全然違いますよ。廃止ありきだから、そういう考え方になると思うのですけれども、結論的には、平成29年度に移管されるということも、あり方委員会の中で途中で出てきた話で、何だったらこのあり方委員会なくてもよかったのでないですかと私は簡単に思いましたよ。29年で移管されて、28年度まででこの制度は終わるのだということ、なのであれば、こんなに高額な金額を使つての検討会は必要ないんじゃないかなと、私は途中で感じましたよ。

○武者座長 この部分以外も含めまして、ほか御意見ございますでしょうか。

はいどうぞ。

○稲垣委員 その次の、この制度目的について、「法定療養費の補完」と「健康保持増進」の二面性からあいまいなものとなっており、さらに法定療養費の対象範囲が拡大した現状では、法定療養費の補完という目的自体がある程度達成されているということを書いているのですけれども、この「ある程度達成されている」という、この意味はどういうことが達成されているのですか。座長さんにお伺いします。

○武者座長 法定療養費の補完については、当初の国民健康保険の負担が、例えば高齢者の方が1割で済むであるとか、そういう制度では昔なかったわけですね。何十年も前の話になりますけれども。そういった時代に、このような施術費制度を1962年に創設したことで、当時不十分であった国民健康保険の制度を補完するといった目的があったからです。それが今1割負担に、もしくは最大3割負担までなっておりますので、当初の目的は、法定療養費の補完という部分は、ある程度達成されているというふうに記載しました。

○稲垣委員 それは間違っています。違うのです。

この施術費制度の最大の補完というのは、療養費ではできない医療との併用なのです。これが最大の目的だったのです。医療との併用ができる制度ということで、要するに医療を受けながら、プラスこの施術費制度を行うことによって市民の健康を増進できると、そういう所期の目的があったのです。だから、これある程度達成されているというのは、いまだにその療養費は医療との併用が不可能なのです。だから達成されるとすると、第一の目標の達成をされているという言葉は適当ではないのです。

○武者座長 そうですね。第一の目標とは書いてはいないのですけれども。

○堀内委員 関連で、今達成とかと言っていますけれども、歴史的に見てかなり、この3ページをちょっと見ていただきたいのですが、以前の施術費においては、健康保険の対象とならない病気、ここに載っている部分で、これはかなり健康保険の対象になるようになってきましたよね。

○稲垣委員 いやいや、誤解しています。この中にあるように、鍼灸とマッサージ別々なのです。鍼灸の療養費とマッサージの療養費は別々なのです。そのことを御理解していただいていないということです。

○武者座長 それでしたら、この第2パラグラフの部分、そもそもの記載そのものが適切でないというようなお考えですか、稲垣委員は。

○稲垣委員 それはそうじゃなくて、あくまでもこれは、この表の中におさめようという内容の形だから、これはやむを得ないことかなと。

あと、このマッサージについても、料金的な設定というのはもっともとあるのです。鍼灸においても、1術と2術と、あと電療関係もありますし、そういうことがはしょられているのです。療養費のこの記載の中には。だからこれは単純に比較するというだけの内容なのかなということで黙って聞いていたのですけれども、A4で2ページぐらいの表現でなければならない関係上かなというふうに踏んでいますけれども。

○堀内委員 その関係において、その上で21ページにあります4-2を検討されたのではないのでしょうか。

○稲垣委員 いや、当然なのです。ただし、あり方委員会において、4-2はあくまで提言であって、実現するかどうかわからないし、これは決定できない内容なの。これは具申的な状態でそういうものを記載するというので、だから私はこの4-2でも、4-3で

も、何もクレームはないのです。だから、あくまでも4-1の文面の中を今お伺いしているのです。

○堀内委員 私は4-1と4-2が連動していると思っているのです。というのは、これ5月1日付の北海道新聞です。札幌市の最高責任者である市長から、「新年度は健康事業をやりたい、何ができるか考えてくれ。3月下旬。健康に関する健康寿命を延ばす具体策づくりをし、幹部に求めた。」この件について、事務局で何か受けていますか。

○事務局（西村） 健康増進というのが大事だというお考えを市長が持っているということですね。松本市というところがありまして、長野県なのですけれども、非常に健康に力を入れているところで、もともと札幌と松本とで交流がありまして、いろいろ情報交換をしたりしているときに、松本の健康寿命が札幌に比べて高いとか、そういった話題がありまして、そういうところは参考にしていったほうが良いという話です。

具体的に、いつ何をやるというところまでは示されているものではありません。

○堀内委員 続けて申しわけないのですけれども、その後、実際に松本市に比べて札幌市は医療費3万円が多くて云々と書いてあるのですけれども、私も一貫して、大変くどいようでも、前回3月3日に、長野県の、北海道より死亡率が、寿命も短く、医療費もたくさんかかっていたけれども、今は長寿日本一になって、医療費激減して、これは食育とか医療とか、社会教育によってなされた長年の結果、幸い札幌市と松本市もこれから交流を持って、その件についてお話しされている。これ3月3日なのですよ。たまたまかどうかわからないのですけれども、5月1日の新聞、3月下旬に市長から直接幹部に健康寿命の具体案を求めたと書いてありまして、その後には、同じように松本市に比べて寿命とか医療費、これをぜひ実現させたいというふうに変化が出ていまして、私がまさか見たわけではないとは思っているのですけれども、これだけ力を入れているのであれば、私は1と2が連動すべきだと考えていますけれども、どんなものでしょうか、委員の皆様。

○武者座長 もちろん1と2、廃止と検討、新たな制度については当然連動させたいと考えておりますし、広域化が始まるから現行制度は廃止するというのであれば、ちょっとこの7回、今まで6回の議論を無視して結論を決めてしまうことになるので、それはちょっと表現としては、ぜひ残しておきたいと考えております。

ほかのまだ発言されていない方も御意見いただければと思いますが。

○石井委員 21ページの4番のこの今後の方向の方向性についてというのが、このあり方検討会の結論ということですよ。それであれば、今、文章の中で気になる点を変更していくのは当然必要なことだと思いますけれども、ただ結果的には、あり方検討会を発足した時点と、何か今時点では、もう廃止をせざるを得ないような状況の中で、またこの皆さんで話し合いをしているわけです。いずれにしても、29年度までに広域化が決定すれば、この施術費制度は実施できなくなる形になるので、それで今後実施した中で、それ以降をどのような形にしていくかということをお結論を出さなければいけないのだと思うの



です。それで、もし廃止するにしても、どの時点で、26年度中に決定しなければいけないですし、それからそれ以降の28年度までも、今時点の同じ形で維持していくのか、それとも縮小するなり、現状を変化しつつ、この制度を実施していくのか、その辺をはっきりしなければいけないと思うのです。ですからもう少し具体的に結論が出せるような形で、例えば26年度は無理としても、27年度と28年度は具体的に見直し、例えば……。

○武者座長 スケジュールの表のところをもうちょっと具体的に書いたほうがいいということになるのでしょうか。

○石井委員 でもこれは、私は見直しが必要だと思っているので、どっちにしても29年度には廃止になるのは免れないと思うので、今後の見通しというものをもっと具体的にこの中に入れたほうがいいと思うのです。例えば、年齢に制限を持たないだとか、それから回数も、もっと今よりも少なく限定するだとか、それから補助額を1回1,000円にするだとか、医師の同意は不要であるとか、具体的にもう少しこの中に網羅することが必要だと思っていますので、今の文章の中の一字一句を余り時間かけて話し合うことはどうかと思っていますので、よろしくお願いします。

○武者座長 御指摘ありがとうございます。

例えば医師の部分とか、そういう具体的な話を入れようという案はワーキンググループで出たのですけれども、逆に例えば1回1,000円の補助額であるとか、そういった細かい具体的な条件を入れますと、新制度をつくる際に、かえってそれが制約になる。この委員会としては決定権はないのですけれども、ちょっと不都合があるかなというところで、あえて外したという経緯がありまして、それに関しては、ちょっとほかの委員の皆様もし、ぜひ載せるべきだという意見があれば、もちろん変更は可能なのですけれども、そういう経緯はありました。

○石井委員 ただ、7回もこのあり方検討会を開いていて、ただ廃止することになりましたということにはならないと思うので、今までの経過はもちろんこれ載せてあるのですけれども、もう少し具体的にここまで検討したということ、やはり次の段階の委員会に提供することが必要ではないかと思っています。

○武者座長 ですので、22ページの①から③、そこの部分に新制度の提案といいますか、それを載せているのですが、これだと、もう少し不明瞭で、もう少し具体的にすべきだという御意見ですよね。わかりました。

その点も含めて、ほかの委員の方御意見ございましたらお願いしたいと思いますが。

○稲垣委員 問題なのは4-1なのです。4-1なのです。今、石井委員のほうから、4-2について、あるいは4-3について発言がありましたけれども、このいわゆる案というのは、新たな制度というのは、あくまでも委員の中で検討される状態なのですか。あるいは、国保運営委員会で決定できる内容なのですか。

○武者座長 4-1の部分に関してですか。

○稲垣委員 4-2以降。

○武者座長 4-2以降ですか。いえ、新しい制度に関しては、決定権は、このあり方検討会も、この上の協議会でもないです。ですので、新たな委員会を立ち上げて新制度を決定するということが必要になります。ただ、新しい委員会を立ち上げて、1からまたこういう議論を繰り返してやるのは、ちょっと二度手間であるし、この検討会の意味がありませんので、ある程度こちらで提案してはどうかということで、4-2の①から③の部分に記載したということですね。

○森田委員 やっぱり、私、堀内さんと全然打ち合わせしていないけれども、やっぱり4-1と4-2というのは連携だよな。そうでなかったら、この全体の意味も何もないし、何のためにこの検討会やったということの、我々の矜持にかかわってくるから、そうでしょう。だからそういうことで、文面はともかく、やっぱりこの4-1と4-2というのは、これはこのままきちんと記載していただいて、スケジュール、私はおおむねこのような、だって我々はもうこの先の話は権限がないのですから、じゃあ、だけど我々に与えられていることは、この現行のを廃止するか、それを継続するか、そういうことをやっぱり問われているので、我々は、26年度の廃止なんていうのは、もう予算執行されていますので、そんなの当たり前でできないので、来年度もちょっと難しいというのは、地方統一選挙あって、暫定予算、本予算が6月ぐらいになる。骨格予算しか出せないということで、恐らくこのとおりのスケジュールにならざるを得ないのでないかと、私はそのように認識して、1、2、3、石井先生がおっしゃるようなこともわかりますけれども、じゃあこれ以上のことを我々が言って、それが通るか通らないか、我々はそういう権限ないので、やっぱりせっかくこうやって、座長以下作業部会の先生方が一生懸命お考えになって、その6回の委員会はしっかり討論して、座長がこうやって最後のお示しをいただいた。副座長もそういうお考えを基本的にお持ちだということをお私に、私はですよ、ほかの先生方はわかりませんが、私は尊重いたします。

○武者座長 では、水上委員お願いいたします。

○水上委員 作業部会に一応いたのですけれども、それで今、稲垣先生の話聞いていて、この施術費制度が一般会計を入れて不公平な制度だというのは、やっぱり省いてほしいと。というのは、皆さんもう御理解いただいていると思いますが、施術費制度の中の223億で言えば、10%が一般会計から繰り入れられているということであれば、ほかの200億は、ほかの国保の事業に繰り入れられていて、10%ずつ繰り入れられているということは、その事業というか、この医療費の支払いだとか、全て不公平な制度になってしまう。同じ10%ずつ入っていることが不公平なら、ほかの事業も不公平になってしまうのでないかなと思いました。ですから、施術費制度だけを不公平な制度、一般会計を入れているからという議論は、やっぱり間違っているのではないかなと思いました。

○小沼委員 事務局にお尋ねしたいのですけれども、今ここまで議論をお聞きになって、委員がどうもこの会計制度の中で、非常に不明朗な取り扱いを市がしていると。何度聞いて

でも、どうもよくわからないと、そういうのが皆さんの御意見から読み取れるのではないかと思うのですよ。

先ほど来、何かいろいろ確かめているふうな動きがあったのですが、何か加えて説明していただけることはあるのでしょうか。

○事務局（岩井） 恐れ入ります。部長の岩井でございます。

今、お話ございましたので、事務局のほうでどのような話をしているのか、あるいはこの会議の場に、その内容について披露してはいかがかというお尋ねかと思えます。

報告書の文案そのものにつきまして、私どものほうで今どうこう、事務局のほうで話をしていたわけではございませんが、先ほど来のお話のように、1 ページ目の円グラフでしょうか、こちらのほうで行きましたときに、一般会計繰入金 2 2 3 億円というのが強調された形で円グラフから飛び出しておりますけれども、これは先ほど来、委員の皆様方のお話のように、この 2 2 3 億円そのものでもって施術費全体を賄っているという、そういう形のものではございませんので、確かに今お話を伺っていて、何かこの 2 2 3 億円そのものが、この施術費を賄うために一般会計から繰り入れているというようなもし理解をされるようであれば。

○小沼委員 そんなことは誰も言っていませんよ。

○事務局（岩井） 実は、今申し上げておりましたのは、市のほうでお話ししておりましたのは、こちらの施術費の制度ができましたのは昭和 3 7 年でございますけれども、本日、そこまでの資料を持ってきませんでしたので、ちょっとこの場で確認することができなかったわけですが、こちらの制度が始まった折には、札幌市の国保会計も、たしか黒字でございまして、当然一般会計で負担しなければならないルールの部分ではございましたけれども、こちらの施術費の制度を導入した際に、札幌市として国保会計の赤字分なり何なりのために繰り入れをするというような状況のもとに始まったのではなかったのではないかなという話をちょっと後ろのほうでしておりましたのが一つと、それから先ほど来、充当のお話が出ておりましたけれども、充当というのは、確かに会計そのものの中で、何に充当するかということがございますけれども、こちらの充当につきましては、まず保険料から賄えるものは賄っていきましよう。でも、今申し上げましたように、札幌市の国保も、たしか昭和 4 0 年代の後半だったと思えますけれども、そちらの赤字でもって賄うことができなくなった分につきましては、保険料以外の繰入金で賄おうという形にしましたので、その部分、先ほど御発言、御質問等ございましたけれども、この部分が充当されているのかされていないのかという御質問に対して、ちょっとお金に色はありませんという、そういう何か煮え切らないようなお返事になったというのは、そういう次第でございまして、もともとが、もしこれが制度発足当時の黒字のままでしたら、そういったような煮え切らないような御説明にはならなかったのではないのかというような話です。

○小沼委員 過去のことをお聞きしているわけじゃなくて、高田委員の質問に、疑問に相変わらず何も答えておられないのですよね。だからみんな何となく、筋道としては何度も

説明を受けているのですけれども、どうも釈然としない。だから市税を投入している部分で、不公平な制度というところに結びつけていかどうかという、今この決定稿をつくるに当たっても、まだ皆さんの疑問が払拭されていないということですよね。

きょうのこの会議というのは、これだけいろいろまとめていただいたものの文言、表現が適切かとか、そういうことであって、今さら財源の趣旨を確認しなければならないなんということは、非常にこれ恥ずべきことであって、そんなことはもうとっくの昔に済んでいなければならないことですよ。それに基づいてこれがかかれていなければならないわけなので、これができているということは、そういうことは当然、委員みんなの疑問にきちっと事務局が答え、それに共通の理解でもってこういう結論をつくっていかなければならないものなのでないですか。そういう点では、非常に心外ですよ。

これは、私たちのそれぞれの委員の感じ方の度合いも違うかもしれませんが、市税が投入されているという事実がわかったところで、この制度は、だから不公平だという方向にあったわけですよ。ですから、こういう原稿ができたものだと思います。

それで、ほかの委員から、しかしそれをダイレクトに不公平に結びつけるのはおかしいという今御意見が二つあったわけですよ。ですから、それはやはりその財源自体の金額だとか、趣旨だとかが不明瞭なところに、やはりお二人の委員も立ち戻って、そこまでダイレクトに結びつけられるのでは、ちょっと不本意だという意見が今になって出てきたものだと思いますよ。ここに来て、こういう議論というのに時間を割いている暇があるのかどうか、しかしここは大きな問題ですから、これはまた別な時間を設定してでも、ちゃんとみんなの理解が、あるいは意思が、この不公平という一つの表現ではありますが、これは物すごく大きなことだと思います。理由のないことに、こういう原稿ができてきてはいないわけですから、議論の過程でこういう理由はあったわけですよ。不公平な印象を受けたという、しかしこれを決定稿にしてみると、これはちょっとひどいのじゃないかというお話が出てきたわけですよ。これをどうとらえて、今後の決定稿づくりに生かしていくかという、非常にこれ重要な局面だと思います。

**○森田委員** 僕も何回も、堀内さんもそう、我々はなぜこれをしっかり見ていかなければいけないと思ったのは、一般会計から補填されて、市民の税金を使う、このことは一番私たちの大きな争点なのですよ。それが今、先生おっしゃるように、曖昧模糊であれば、私も本当に一般会計からやることは、私はもうはっきり言って反対だから、やっぱり不公平だから、だけれども、やっぱり行政側がちょっと余り曖昧模糊であると、やっぱりほかの先生方ももちろんそうなのだけれども、ちょっとこれ委員会として、このままきょう、私、継続するのはちょっと何か無理なような、座長のお考えをお聞きしなければならないから、だけれどもやっぱり行政1回整理して、もしもだよ、もう1回やるとかそういうちょっとわかりません。今、座長にちょっと振りますので、どうですか。

**○武者座長** 私自身は、先ほど水上委員もちょっと御説明してくださったのですけれども、基本的には平均的に療養費の10%が市税投入されているという理解でいいのではな

いかなと考えております。ただ、その10%を不公平と考えるか、これぐらいは公平性の問題で豊かな者が負担するべきだと考えるのか、それによってちょっと変わってくるのではないのかなと思います。

○小沼委員 それ10%かどうか、だからわからないわけですよね。事務局に何度聞いても10%だとはおっしゃらないわけですから。

○武者座長 実際これだけ、療養費以外、施術費以外にもたくさん歳出項目が国保にはありますから、それを一つ一つ跡を探していくというのは非現実的ですし、実際そうすると非常に制度として使いにくいものになってしまうと思いますので、事務局が裏でどうやっているのかというのは、もちろんあるとは思いますが。ただ、それをここで議論するのは余り生産的ではないのかな。それであるならば、平均的に10%、全体の繰入額が10%であるのであれば、施術費に関しても10%ぐらい使われているのであろうと理解して、最終的な文言を決定すればいいのではないのかなと考えております。

私の意見としては、こう考えておまして、できましたらきょうこの報告書を、多少の修正はあるにせよ、皆様の御理解をいただきたいなと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

○稲垣委員 ちょっと質問ですけれども、この報告書というのは、市議会のほうには上がるのですか。

○武者座長 はい、協議会のほうに上がります。

○稲垣委員 協議会じゃなくて市議会のほうに、議会のほうに上がるのですか。

○武者座長 いや、上がりません。

○稲垣委員 報告書として上がらないのですか。

○事務局（西村） 国保の運営協議会に上がるだけです。そこが最終です。

○稲垣委員 それが最終なのですか。

○事務局（西村） はい。

○稲垣委員 要するに、誤解のある書き方をされるということが心外なのですよね。だから誤解のある書き方は、やはり是正してもらって、そこのところをつづっていただきたいなというふうに考えるのです。それは、新たにまた委員会立ち上げることは必要ないと思うのですけれども、こういうふうに文面を変えましたということで各委員に送っていただければ、それで納得すればオーケーだというふうに感じますけれども。

○武者座長 私自身も、個人的には、私自身は10%入っているものと理解しているので、4-1のところでは不公平な制度となっているのはちょっと、少し、100%賛成しかねるといったところではあります。個人的にはね。ただ、10%たりとも自分の使えない制度にお金を出すのは嫌だと、不公平だと考える委員の方がどのくらいおられるかですね。もちろん受益と負担はなるべく一致させるべきですけれども、それを100%実施するのは、現実として難しいですし、公平性の観点からいっても望ましくはないと考えますので、特に私はこの不公平なと入れるかどうかというのは、ちょっと譲歩してもいいかな

と思います。皆様いかがでしょうか。

○稲垣委員 多額の繰り入れというの。

○武者座長 10%と書くかどうか。

○稲垣委員 いわゆる施術費ということについて検討して、多額の繰り入れ、もう223億ですよ。誰が見てもそれしかない。だから多額じゃない、そのために一般会計から繰り入れを行っているという、先ほどの水上委員の言っているような内容と、もう一つは、これを入れているからといって、国保加入者以外の市民にとっては不公平であるというところは結びつかないのではないかなということで、それを是正というか、削除していただければいいと。あとは制度目的については譲歩して、この文面でもいいかなという感じで思いますけれども。

○武者座長 ありがとうございます。

もう一度4-1の文面のところをちょっとごらんいただきたいと思いますが、特に2行目、一般会計から国保会計に多額の繰り入れという部分、220億円は多額ではありますが、10%と考えると、それほどでもないのかもしれないとも考えられますし、あと3行目のその不公平な制度というところ、市税から223億円投入されておりますが、この部分を不公平と考えるかどうか。

2名の委員の方の御意見ももっともかと思しますので、座長としましては、この2カ所に関して削除をする、「一般会計から国保会計に繰り入れを行っている」というふうに直す。

2点目が、「市民にとっては利用できない制度の財源を負担している制度となっております」というふうに変更をしてはどうかと考えますけれどもいかがでしょうか。ほかにもっと適切な表現等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○小沼委員 1ページ目にも、この保険料負担を抑えるために市税を投入して補助を行っていますという表現がありますよね。こちらは残すのですか。

○武者座長 そうですね、はい。

○小沼委員 最後のところだけを削除するというわけですか。

○武者座長 だから「多額の」と「不公平な」のみを削除するということです。

○事務局（西村） 1ページ目のところは、施術費制度の財源というのは、まず保険料という扱いになっていて、その保険料の負担を抑えるために市税を入れている、これは事実かと思えます。

○石井委員 事務局に質問なのですが、この施術費のパーセンテージだけはこれに載っているのですが、実際には幾ら幾らという数字は押さえているわけですよ。予算、支出も、支出はもちろんあれでしょうけれども、歳入の予算についても、細かい小さい項目というか、科目ごとに施術費として幾らという数字というのは、それが合わさってこういうものができるわけですよ、全部。

○事務局（西村） そうですね。

○石井委員 ですよ。ですから、もしあれでしたら、そういう数字って、私たちに提示してもらえないのですか。予算書というのには載ってこないですよ。予算や決算書というのには、こういう小さいものは載ってこないですけども、その数字を見て私たちが、施術に一般会計から幾ら使っているのかなというのを、私たち、それ知ったほうが、それによって……。

○高田委員 それに保険料が入っているからわからないと思います。

○石井委員 わからないのですか、全く。

○武者座長 この施術費制度に関して保険料を充てるべきとか、市税を充てるべきとか、そういう法律はないですね。ない以上、だからわからないということ。だから額自体は4ページにあるのですけれども。

○事務局（西村） 結局お金に色がないという話に行き着いてしまうのですけれども。

○森田委員 要するに、一般会社だとか、ああいう貸借対照、要するにああいうような予算立てとか、そういう決算、予算という形にはならないのでしょうか。細かく会社だとか、普通一般的な、よく石原慎太郎が言うのだけれども、行政はもうちょっと明瞭にしるというのだけれども、今の段階はそういうふうになっていないの。

○事務局（西村） 一般的な企業の事務処理とは違うと思います。

○石井委員 ただ予算を組むときに、施術費として幾ら幾らと予算を組みますよね。それで決算の段階で足りなくなった場合に、この繰入金を使うという形ではないのですか。

○事務局（西村） 施術費に幾らかかりますというのがまずあって、支出のほうですね。財源は何を充てるかということ、保険料ということが決まっているのです。その保険料自体、一定額に抑えるために、一般会計から繰り入れをしていますので、結果的に一般会計、市税からのお金もそこに回っているのではないかという説明なのですが、そこが多分わかりにくいのだと思います。

○石井委員 そうしますと、国保会計に一般会計から幾らと繰り入れしたものを、もう全体で使うということなので、その色がついていないという意味ですか。

○事務局（西村） そういうことになります。

○武者座長 ちょっと図を追加したほうがいいかなと思います。委員の方でも、これだけちょっと理解が、わからないというのであれば、一般市民の方はなかなかわからないと思うので。

済みません、堀内委員お願いします。

○堀内委員 ちょっと関連の質問なのですけれども、札幌市の企業会計ですと、貸借対照表とか損益計算書を公開していますよね。この国保会計の場合は、そういうような詳しい試算表とか、あるいは貸借対照表とか、そういう企業会計に準ずるものはないのですか。足りなくなったら、とにかく一般会計から入れる。大変失礼な言い方ですけども、そうになると、どんぶり勘定みたくなるのですよね。足りなくなったら一般会計……。

○事務局（岩井） 企業会計は、公営企業の場合は貸借対照表も持っておりますけれども、国民健康保険会計は一般会計に準ずる特別会計なので貸借対照表はございませんが、今、予算書ないしは決算書のほう、下の事務局のほうから持ってくるように電話で指示しておりますので、いま少しお待ちいただければと思います。

○堀内委員 その辺がはっきりわかれば、一般会計からどれぐらい出て、施術費がどういふふうになっているか、もうちょっと詳しい、私もちょっと事業やっている者ですけども、税務署のほうはもう、全然もうコンピューターで1行も見落とさないでチェックされますので、その辺、役所といえども、多額の金額を扱っているようなので、その辺市民にわかりやすいようにしていただければ、こういう問題もある程度理解できるのでないかなと私は思います。

以上です。

○石井委員 1ページのほうでは、施術費制度は国民健康保険の保険料を財源としていますが、保険料負担を抑えるため市税を投入となっておりますけれども、21ページのほうは、ここには施術費制度のことではなくて、一般会計から国保会計にという、多額の繰り入れとなっておりますけれども、ちょっとここ、ただの国保会計にだけ限定しているような表現にしているのではないのでしょうか。

○武者座長 そうですね。わかりました。直接的に負担を入れているというような形になっているので、一段階置いて、保険料の軽減のために市税を投入しているというちょっと表現に変えたいと思います。

あと、最初のほうに森田委員が言われた件なのですけれども、4-2につきまして、真ん中、4-2の第3パラグラフの2行目ですか、これから高齢化が進み、市民の健康づくりをいかに進めていくかという部分で、「いかに」ではなく積極的にという話がありましたので、ここもそれを採用したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○高田委員 いいです、賛成。

○武者座長 ちょっとでは予算書待ちなのですけれども、その間に御説明を、すぐできまつかね。もし無理なようでしたら、一つぐらい何か御意見ございましたら御発言お願いできればと思いますが。

○堀内委員 今の件で、積極的に健康づくりを進めていくということ、先ほどもちょっと言ったのですが、松本市との交流などを通じて、大いに医療費の削減というかな、健康寿命を延ばして、前にも言ったことあるのですけれども、やっぱり食育とか、新しい検討委員会、ちょっとここでは具体的なことは言えないのですけれども、もうちょっと幅を広げて、皆さんの医療費が減るような、そういうような検討委員会であってほしいなと思っているのですね。例えば食育とか、前も言ったのですけれども、そういうような大きな視点で、当然施術費のほうも、未病を治すということですからね、その中にも入ってくるのかなと私は思っているのですけれども。

以上です。



○石井委員 21ページの下から2行目なのですけれども、制度を検討していただくよう強く要望しますというのは、これはどなたにというか、どこに要望するということなのでしょう。

○武者座長 それが、新しい検討委員会的なものがちょっとまだないですので、目的語が抜けているのですけれども、何かいい表現等ございますか。

○高田委員 これは市のほうから国民健康保険運営協議会に諮問というか、調査を依頼されていますので、当然ここは市に対して要望ということになるのではないかというふうに考えますけれども、市に対して、そういう新しい制度をつくってくださいということになるのだろーと思います。これは検討委員会として強く要望します、市に対して、そういうことだと思えます。

○武者座長 それでは、下から2行目に、市にというふうに追加をしましょうか。

○高田委員 あえて入れなくてもいいのでないかと思うのですけれども、入れたほうがいいのですか。これは市から検討しなさいと言われていていますので、要望先というのは、これ提出先というは市ですので、最終的に市ですので。

○森田委員 運営協議会じゃないですか。

○高田委員 運営協議会が市に出すのです。

○森田委員 さっき出さないと言った。運営協議会が最終の……。

○高田委員 市議会には出さないと思いますよ。市長には出すと思います。これ市長に出すのですよね。最終的に国民健康運営協議会から市長に出るのですよね。

○事務局（西村） 市長というか、市に対していただく。

○高田委員 市にですね。そういうことですね。だから要望するといったら、あえて市に要望すると入れなくても、これ市の中の文章ですよね。市の内部の文章ですので、要らないのでないかなと思うのですけれども。

それと、先ほどからちょっと議論になって、座長さんが直したので、僕はそれ以上何も言いませんけれども、21ページの一般会計から国保会計の多額の繰り入れというのは、ここの文章というのは、施術に関する繰り入れではなくて、国民健康保険会計に対する繰入金金を指しているのです、多額を削ってもいいのですけれども、223億という意味ですよね、ここは。下のほうは施術ですけれども、そういう意味で、多額と入っていても別に問題はないのかな。223億は、決して少ない額ではないのじゃないかなという気はしますけれども、この中でそれは削ったほうがいいのかということであれば、それはそれでいいと思います。

それから、今後の新たな制度の検討についても、これは座長さん含めていろいろやったのですけれども、やっぱりいろいろなアンケートとかとって、たくさんとって、やっぱり施術については効果もあると、評価もあると、じゃあ何らかの形で、やっぱりこれは残してもらったほうがいいのかという方向もあって、座長さん含めて、作業部会の委員の中でやっていただくということに要望してはどうかという方向に行ったのですよね。

ですから、決してこれは悪い方向に進めたわけではなくて、それも医療に関しては、もう難しいでしょうと。やっぱりこれから介護ではないのですかというふうなお話も、市の事務局からお教えいただいて進めた中ですので、決して悪い方向に持っていったつもりではないと思います。座長さんが一番よく詳しく説明してくれると思いますけれども。

以上です。

○武者座長 どうでしょう。事務局のほう、説明できそうでしょうか。

○事務局（西村） 1冊しかないのですけれども、各会計の決算説明書という、こういうものがあります。それで国保会計というところがあって、これちょっと実際に見てもらわないとわかりにくいと思うのですが、施術費という項目があって、幾らというのがあるのですけれども、その後に関係収入という欄があって、ここは何を充てているかというのが書いてあるのですね。そして、ここは保険料というふうに書いています。先ほどから言っていますけれども、基本は保険料を充てる。その保険料自体軽減をしているために一般会計を入れているということです。

○武者座長 となると、先ほどから平均的に10.74%と申しあげていたのですけれども、もう少し多くなりますよね、割合としては。保険料395億円ですので、それに対しての223億円になりますから、もうちょっと実際の、額は変わりませんが、割合としては多少大きくなるのかなと思います。

ですので、保険料で負担をしていると。施術費は保険料で負担をしている。ただし、その保険料の、実際全てその保険料で賄おうと思うと足りないので、間接的に一般会計から市税を投入しているという表現といいますか、理解でいいかなと思うのですけれども。

○高田委員 今、見させていただきました決算書、100%保険料ということになっています。ですから、ここには一般会計繰入金は充当されていないということになっています。決算書ですね。そういうことですね。100%、支出額全額ですものね。

○事務局（西村） 今、説明します。

○稲垣委員 だから先ほどから言っているように、これはこの4-1の1行目というのは、このまましかないということで……。

○事務局（吉田） 予算担当の係長をさせていただきます吉田と申します。

ちょっと御説明をさせていただきたいのですけれども、お手元、こちら円グラフが載っている資料のページをちょっとごらんいただいてよろしいでしょうか。

もともと、そもそも国民健康保険事業、医療保険事業というのが、収入に合わせて事業を行うというのではなくて、収入が幾らだからこういう事業をやるよという予算の組み方はしていないのですよね。最初にこれだけ必要なので、こういう収入を集めなければならないですという、まず歳出項目が固まります。どういうふうに歳出項目が固まるかというと、医療費1,400億円くらいありますねと。各種支援金とか、拠出金とかで、もちろん施術費も26年度予算は7,000万円くらいがかかりますということで、最初に必要な金額が出てきます。それに応じて、じゃあ収入は幾らぐらい入ってくるのだろうか

いうところで、次に歳入のほうを見るという仕組みになっていて、通常の企業みたいに、最初に収入があって、だから支出は幾らにしようとか、ここを削ろうとかということではあるのですけれども、医療費ですから、最初に支出のほうを見ていく。

今、収入のほうでは、1世帯当たりの保険料というのはずっと札幌市は据え置いています。医療費などが伸びていって、本来必要な保険料は伸びていっても、一定に据え置きましょうと。1世帯当たりですね。据え置いていますと、26年度に加入している世帯が何万世帯なので、掛ける1世帯当たりの保険料で395億円ぐらい入ってきますねと。国からの交付金が500億円ぐらいあって、その他各種交付金がこれだけ入ってきますと。実際、じゃあこれだけ足りませんねというのが初めてここで出てきて、ここを埋めるのに、一般会計からの繰入金を入れますよという仕組みになっているので、最終的に決算のときに、保険料は幾ら集まりましたよと。国からの交付金が幾ら来ましたよ。歳入も決まり、病院代なども、予算のときはどんな病気が、例えばインフルエンザがはやれば医療費がふえるということがあるので、決算のときに医療費も最終的に幾らでしたよと。もちろん施術費も幾らでしたよというのが出て、歳出の決算が出て、歳入の決算も出て、最終的に必要な繰入金の金額が決まっていくという仕組みになっていると。ですので、そのときに決算充当、何を充てますかというのは、やっぱり事務処理の話ではあるのですね。足りない分を入れました。この施術費というのは保険料を充てましょうという、今、回っている部分にはなるのですけれども、全く仮の話ですけれども、仮に施術費がゼロでしたとなった場合、どうなるのかというと、保険料が減るわけではなくて、一般会計繰入金が減ることになるのですね。わかっていますか。なので、全く保険料だけで決算充当上は賄ってはいるのですけれども、施術費の7,000万円がなくなったからといって、7,000万円分保険料が少なくていいかということ、そうではなくて、一般会計繰入金はその分少なくて済みますよ。最終的に穴埋めしなければいけない金額が減りますよ。そういう金額構成になっているので、決算充当上、保険料が全額当たっているからといって、市税が全くそこには入っていないかということ、保険料を低減するために一般会計繰入金を入れているという意味合いで市税も投入されているという説明です。

○森田委員 項目上、そういうふうの色をつけられなくて、そういうのがはっきりしたね、そういうのがなかなか打ち出せないということなのでしょうか。

○事務局（吉田） そうです。ですから決算上、保険料を頂いたお金で決算は充てていまずけれども、そうやって埋めていって、最終的に不足する金額があるので、それを一般会計から最終的には補填しなければいけない状況ですと。

○森田委員 国民健康保険料というのは、所得によって違いますよね。

○事務局（吉田） 所得によって違います。

○武者座長 説明ありがとうございました。

それを踏まえて、4-1なのですけれども、再び、まず1行目に、ですから一般会計から国保会計に多額の繰り入れという表現を、まず石井委員の意見を採用しまして、一般会

計から保険料の負担を抑えるために国保会計にという表現ですね。つまり、1ページと同じ表現にするということです。ちょっと私の発言、少し1ページのものとは違いましたけれども、基本的には1ページの表現と同じものを採用するということです。

次に、その「多額の」という部分ですが、223億円入っているのは、もちろん年によって違うのであれですけれども、「多額の」というのをとると。

○小沼委員 これは残してもいいのじゃないでしょうか、事実ですもの。

○森田委員 残してもいいでしょう。何も削ることない。

○武者座長 ちょっと、そこにつきましては少し、最後まで一度御意見を聞きたいと思えますけれども。それを、あと3行目「不公平な」となっている部分をとると。それ以外は、この原稿の表現どおりで残して最終案とするというのでどうかなと考えますが、ちょっとまだこれですぐというわけにはいかないようですので、御意見ある方お願いできればと思います。

○小沼委員 私は、多額の繰り入れという言葉は事実ですので、これは残していいと思います。

○稲垣委員 先ほど、この多額の繰り入れを行っている現状を考えるということで、続いているのですよ。あくまでもこれ施術費制度がそういうような多額の繰り入れで賄っているという表現になっているから、それで、そうではないでしょうということを言っているのですよ。だからここで丸つけて、とめればいいのですよ。多額の繰り入れを行っている。それは事実ですから。

○小沼委員 それでよろしいのじゃないですか。事実を語るという意味ですね。

○武者座長 それでしたらもう一度読みますね。「現行制度は国保加入者のみを対象としたものであり、一般会計から国民健康保険料負担を抑えるため多額の市税を投入して」ですか、「繰り入れを行っている現状がある。」そのままで行くとして、「国保加入者以外の市民にとっては、利用できない制度の財源を負担している」、「不公平な」を入れるかどうかですが、「制度となっています。」

○稲垣委員 だから先ほどからの話で、これは国保加入者以外の市民にとっては利用できない。国保会計ですから、この文言は要らないのではないですかと。

○武者座長 それであれば、やはり繰り入れも要らないで、保険料をもっと上げて負担してくださいという話になりますので、やっぱりここの表現自体は、多少変更あるにせよ、残したほうがいいのではないかなと私は考えております。

○稲垣委員 事実じゃない。

○武者座長 このアンケート等、いろいろ皆様に情報は提供したと思いますけれども、最終的には、この委員10名で考えて、最終的な案を出していただきたいと思っておりますので、その「不公平な」を入れるかどうか、それ以外ちょっとお考えあるかもしれませんが、ひとまず、時間も少し迫っておりますので、御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

最後、一人ずつ、4-1の部分に関しまして御意見をいただきたいと思いますが、それでしたら、済みません、石井委員からちょっとお願いできますでしょうか。

○石井委員 4-1の1行目からですよ。現行制度はというところからですね。

現行制度は国保加入者のみを対象としたものであり、国保会計は一般会計から多額の繰り入れを行っている現状である。

○武者座長 そこは市税を投入して保険料負担を抑えるためというのは追加するのですが、

○石井委員 ごめんなさい、どこ？

○武者座長 最終的な文言はあれなのですけれども、保険料負担を抑えるため、一般会計から国保会計に多額の繰り入れを行っているというふうに。

○石井委員 行っている現状であると。

○武者座長 はい。「多額」を入れるかどうかという話は、その3行目、不公平なという。

○石井委員 これはあれですよ、施術費制度と勘違いというか、理解を間違っられると困るということですね。国保会計に対して多額の繰り入れを行っているということと、施術費について多額な繰り入れを行っているのと、ちょっとこれがわかりにくいということで、今ここを整理するという話ですよ。

○武者座長 その整理するために、文を切りました。1文切るということで、どうかと思っております。現状があると。

○石井委員 現状があるのですね。

○大道委員 それは文章にならないですね。

○石井委員 とにかく誤解を招くような表現を直したいということですね。施術費制度に対しての負担がすごく大きいのだということ、そういうニュアンスをもう少し和らげて、だから国保会計に多額の繰り入れがあるということで、ごめんなさいね、私も今、ちょっと整理できていなくて。

大体この受益と負担はできるだけ一致させることが望ましいというのは、これは必要ないと思うのですけれども。

○大道委員 最初にこれ現行制度を持ってくるからだめなんじゃないですか。まず枕言葉に、「一般会計から保険料負担を国保会計に繰り入れになっている現状を考える。」、これはまず一般論ですよ、国保について。「を考えると、現行制度では国保加入者対象としているので、市民にとって利用できない制度を負担しているから不公平な制度となっている」というふうにしたほうが、現行制度を最初に持つてくるから、すごくそれに偏見を持つてしまうわけですよ。だからまず一般論として、「国保会計が一般会計から繰り入れを行っている。ところで、施術費制度は国保加入者しか入れないので、不公平でないか」と、そういう書き方だったらやわらかくなるのじゃないですか。どうでしょうか。

○武者座長 最初に事実を述べて、それに対する評価を2文目以降に載せるということ

すね。そうですね。それはちょっと採用できればと思いますが。

高田委員にちょっと御意見お伺いしたいのですけれども、4-1につきまして、これまでの議論を踏まえて、どういう文面がよいとお考えでしょうか。

○高田委員 私は、一番最初はこの文章でそのまま行けば通ずるかなと思っていたのですけれども、ただ途中、直したことによって、今、大道先生がおっしゃったように、現行制度の国保加入者というのが最初に来ていますので、ちょっと整合性がとれなくなってしまうので、そこは大道委員がおっしゃったように直されたほうがいいのかなど。

それから、保険料を抑制するためと言っていましたけれども、軽減とかという言葉のほうがいいのでしょうか。どっちなのでしょう、抑制が正しいのでしょうか。

○武者座長 それは恐らく1ページ目とそろえたほうが良いと思っております。

○高田委員 合わせたのですか、そうですか、わかりました。

あとは、特に私はありません。申し上げた、私たちのやった内容ですので、それ以外はありません。

以上です。

○武者座長 では、堀内委員いかがでしょうか。

○堀内委員 私も大道委員が言われたように、最初の枕言葉のインパクトがちょっと強過ぎるのですよね。「現行制度は国保加入者のみを対象としており」と、ここを見ると、その上の現行制度の廃止、施術費制度の今後の方向、この辺がちょっと結びつくと、ちょっとインパクトが大き過ぎて、一般会計と国保会計のつながりというのがちょっと外れて見えてくる部分もあると思いますので、まず最初に国保会計と一般会計について枕言葉で述べて説明されたほうが、市民としてはわかりやすいと私は思います。

○武者座長 ありがとうございます。

それ以外の表現について、例えば多額であるとか、不公平なという表現についてはどうでしょうか。

○堀内委員 この辺は、事実としてそうだと私は思っています。200億の繰り入れというのは結構多額だと思いますので、これはこのままでいいと、文脈からいきますと、事実ですから、223億ですか、だからこれはこのままでいいのではないかなと私は、市民としてとは思いません。

○武者座長 もう一つ気になっているのが、「不公平な」の部分ですけれども。

○堀内委員 この辺は、ちょっと難しいので。

○大道委員 それはやっぱり施術費制度でなくて、医療費にも全部そうなんですよね。医療保険に関しても、あくまでも施術費関係でなく、国民健康保険に入っている患者さんの医療費は、国民健康保険の保険料だけでは賄えていないので、それはこれだけじゃないので、余り不公平を強調する必要はないと思います。

○武者座長 堀内委員はよろしいですか。

○堀内委員 皆さんの意見を逆に私はお聞きしたいと思うのですけれども、不公平、何を

もって不公平とするかと、議論の中に、そういうものが見えてくればはっきりしますけれども、その辺はもうちょっとお聞きしたいなと思います。

○武者座長 そのあたりも含めて、水上委員、ちょっと御意見をいただきたいのですけれども。

○水上委員 考えれば考えるほどいろいろ考えてしまっ、でも結局削除してしまうのが一番なのかなと、そういうふうに何となく今は思っています。

○武者座長 ありがとうございます。

では、宮崎委員お願いできますか。

○宮崎委員 先ほどの大道委員と一緒にすけれども、「多額」という言葉を入れるとしたら、一般会計から赤字の国保会計という言葉を入れたら、非常に鍼灸の委員の先生たちにも、そんなに怒らなく理解できる文言になるのでないかと思えます。

あと不公平というのは、これ国保の会計でできた制度ですから、この文言は必要ないと思えますね。

○武者座長 では、森田委員お願いいたします。

○森田委員 私も一市民として申し上げます。

この現行制度の前文ものであり、これは削除して結構です。スタートは、一般会計からずっと来ます。そして、この財源を負担している不公平の「不公平」は、これ私は必要ないかなと思うのですよね。あとはそのまま結構です。

○武者座長 小沼委員お願いします。

○小沼委員 基本的には、大道委員の案に賛成です。ただ、ここに不公平という表現が、この案に出てきたこと自体、私たち委員が全部何か不公平な制度だなという印象を持ちつつ議論してきたのは事実です。ただ、こういうふうに決定稿にしまうと、やはりいろいろ詳しく検討して行って、整合性のあるものにということを、やっぱり印刷物になるということは重いことですので、そうすると私たちの中にあつた不公平感というものは、不公平という言葉で書き切ってしまうと、やっぱりそれもまたちょっと違うのかもしれないという、きょう議論をしていく中で、私自身はそうのように納得いたしましたので、「不公平」は削除してもいい。ただし「多額の繰り入れ」という表現は、やはり事実を伝える意味で残す、そういうふうに考えました。

○武者座長 石井委員、ちょっと不完全燃焼でなかったかなと思うのですけれども、どうでしょうか。もし御意見整理できたら。

○石井委員 皆さんの御意見を聞いていてなのですから、私は、余りここを詳しく触れないほうが良いような気がしているのですよね。ですから、国保会計は一般会計から多額の繰り入れを行っている現状である。そのような中で施術費制度は国保加入者のみを対象としたものであるということで、「不公平」という言葉はもう削除してもいいと思うのですね。それで、その後の、先ほども申し上げたのですけれども、「受益と負担はできるだけ一致させることが望ましい」というのも必要ないかなという気がして、ちょっと物足

りないかもしれないのですけれども、私の中では、このようにあっさり整理しました。

○武者座長 ありがとうございます。

それでしたら、もう一度、座長案として提示したいと思いますけれども、まず順序を変えるというところですね。まず、最初に事実のみを述べると。一般会計から保険料負担を抑えるため、一般会計から、「赤字の」と入れたらどうかと意見がありましたので、それを採用したいと思います。一般会計から赤字の国保会計に多額のというのは、223億、このレベルの額を毎年繰り入れているということですので、これは事実として残すと。多額の繰り入れを行っている現状があるで一旦切ると。次に、冒頭に戻って、現行制度は、国保加入者のみを対象としたものであり、で戻りまして、国保、2行目の真ん中ですね。国保加入者以外の市民にとっては、利用できない制度の財源を負担している。「不公平な」は削除して、負担している制度となっています。受益と負担の部分に関しては、残したいと考えます。

以上の案を再度提示したいと思いますのですが、いかがでしょうか。メモはとられましたでしょうか。

○事務局（西村） 事務局のほうからいいでしょうか。

「赤字」という部分が、収支不足なのは間違いないのですけれども、赤字決算ではないものですから、ちょっとここは事実と違うかなということが気になりますので、できれば最初の1ページのところと同じような表現に合わせていただくのがいいかなと思うのですが、御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○武者座長 「赤字」の部分に関しては、先ほど提案があっただけの部分ですので、少し、確かに厳密ではない表現なのであれなのですが、あと「不公平な」に関しましては、座長としても削除をしてはどうかと考えております。というのも、経済学で、私、経済学の出身なので、公平と何なのかということはいつも考えているのですけれども、経済学の観点からすると、公平というのは人によって評価が違うのですね。なので、そういう意味では、ちょっと委員の間でも、意見が分かれて当然ですし、逆にあと不公平だということであれば、例えばジニ係数とかを使って議論しないといけないのですけれども、そういうことがちょっとこの会議ではできていませんので、踏み込まないで、「不公平な」を削除するというふうに提言したいと思います。

「赤字」のにつきましては、ちょっと、もしそれにかわる、いい表現が見つければ、採用したいと思います。その部分は、事務局と座長に一任していただければと思います。

それで、主な部分の修正といいますか、それをした上で、最終版を皆様のもとに送付して、この検討会としては最後としたいと思いますけれども、いかがでしょうか。再度皆様にお集まりいただくことはないかなと考えておりますが、どうでしょうか、よろしいでしょうか。（「異議ありません」の声あり）

それでしたら、ちょっと重要な部分の修正になりますので、皆様全員に修正が終わり次第、郵送でさせていただきたいと思っております。これまでの検討、本当にありがとうご



ございました。

当初予定では、コメントを一言いただければと思っていたのですが、ちょっと時間も押しておりますので、今回はなしにさせていただきたいと思います。また感想等ございましたら事務局にいただければ、私も目を通したいと思いますし、ぜひお願いできればと思います。

本当に長い期間ありがとうございました。

それでは、最後に事務局のほうから連絡等ございましたらお願いいたします。

## 5. 閉 会

○事務局（西村） 時間もありませんので、武者座長、それから委員の皆様、本当にありがとうございました。

座長からお話がありましたとおり、最終的な報告書については、座長と相談させていただいて、最終的なものをまたお送りさせていただきたいと思います。お気づきになった点がありましたら、事務局まで御連絡いただきたいと思います。

それでは、これで長きにわたり開催してまいりました施術費制度あり方検討会、閉会をさせていただきます。本当に長い間、皆様にはお世話になりました。どうもありがとうございました。